

平成27・28年度
高崎市公民館運営審議会答申

平成29年3月6日
高崎市公民館運営審議会

— 目 次 —

諮問文	1
答申	
はじめに	2
答申Ⅰ これからの地域社会に求められる新しい公民館事業のあり方	4
1 地域課題解決、地域づくりにつながる学習提供	4
(1) 公民館4事業の見直し	
(2) 地域課題に関する学習機会の充実	
2 学習成果を生かすシステムづくり	6
3 地域資源の活用による地域づくり	7
(1) 地域資源とは	
(2) 地域資源の気づきと活用	
(3) 地域資源を活用した主体的な地域づくり	
4 ボランティア等養成事業の充実	9
5 学校、市民活動団体やNPO、ボランティア団体等との連携・協働	10
(1) 市民活動団体やNPO、ボランティア団体等との連携・協働	
(2) 学校との連携・協働	
答申Ⅱ 望ましい施設提供のあり方	12
1 地域づくりの拠点としての公民館	12
(1) 地域活動を推進する公民館運営	

(2) 地域づくりの拠点としての役割の強化

2 公民館利用ガイドラインの見直し 1 3

3 公民館図書室のあり方 1 4

4 公民館職員体制のあり方 1 5

(1) 公民館職員の役割

(2) 公民館職員体制の充実

5 施設の整備・充実 1 6

おわりに 1 8

【資料】 1 9

・ 審議会実施報告

・ 専門委員会実施報告・委員に関わる公民館行事

・ 委員名簿

平成28年3月7日

高崎市公民館運営審議会
会 長 山崎 紫生 様

高崎市公民館連絡協議会
会 長 矢島 繁

平成27・28年度高崎市公民館運営審議会への諮問について

社会教育法第29条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項について、理由を添えて諮問します。

これからの地域社会に求められる新しい公民館のあり方について

(理由)

平成25・26年度の公民館運営審議会「心豊かな活力ある人づくり・地域づくりをめざした公民館事業のあり方」からの答申では、平成4年度発足の生涯学習推進員制度、公民館運営推進委員制度、平成23年度に統合・刷新された地域づくり活動協議会制度など「地域をつくる学習活動」がいかにあるべきか指摘されたものでした。

近年、社会を取り巻く現状は少子高齢化、ライフスタイルの多様化などにより地域コミュニティの存続の危機が叫ばれ、住民生活のなかでの危機意識の低下など、社会が急速に変化するなかで、地域における公民館の役割はますます重要となっています。

高崎市は人口50万人規模の機能と活力を持ったまちづくりを目指し、様々な施策や事業に取り組んでいます。将来人口構造が変化し、少子高齢化が進むなかにおいて、公民館が多様な、住民をつなぐ場、幅広い活動の場、気軽に利用できる場として、地域づくりに繋がる様々な学習機会を提供し、課題解決に向けた事業を効果的に展開していくことは大変重要です。

そこで、これからの新しい時代、公民館が地域コミュニティや地域創生の要となる、社会教育の機関として、いかにあるべきか具体的に調査審議のうえ、ご提言いただきたく諮問いたします。

検討を要する事項

1. これからの地域社会に求められる新しい公民館事業のあり方
2. 望ましい施設提供のあり方

はじめに

近年、急速な少子高齢化、都市化の進展や核家族化をはじめ、高度情報化の進展、産業・就労構造の変化、家庭や地域の教育力の低下など、住民を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。住民のライフスタイルの多様化とともに、地域の間人関係やコミュニティ意識の希薄化、地域の連帯感の欠如が顕著に現れてきました。

本市においても社会状況や教育環境が大きく変化し、公民館の果たす役割も単なる社会教育の場に留まらなくなってきたおり、新しい時代に対応した公民館のあり方が求められています。

これまで70年近くの歴史を誇る本市の公民館は、市民と公民館長をはじめ関係者の協働により、常にその時代に即した地域コミュニティの形成や人づくり、地域づくりを担って社会教育事業を展開し、地域社会の形成に大きな役割を果たしてきました。

しかし、現在の公民館は、時代の変化の中で、住民の個人的な欲求が多様化し、趣味やスポーツなどのサークルや団体による利用者が増えています。そのため、公民館が「貸館化」して、公民館本来の仕事である地域コミュニティの形成や人づくり、地域づくりの事業がおろそかになってきているのではないかとの批判もあります。また、コミュニティセンターなど他の学習関連施設とどこが違うのか、住民からすれば分からなくなっているのも現実です。

一方で、家庭と地域の教育力を高める活動、地域の高齢化に対応する活動、子育て・地域福祉関連の活動、地域の活性化を目指す「まちづくり」、防災・防犯対策、地球環境問題など、現代的課題解決のために学び合いの機会を地域レベルでつくる必要が益々求められております。

このような状況の中、これからの公民館は、地域の学習拠点、コミュニティ形成の場としての役割など住民ニーズに沿った運用を図り、公民館を住民にとって身近に感じられ、誰でも利用しやすい施設として充実させていく必要があります。

そこで、社会情勢の変化、行政改革の推進、これまでの実績と現状等を踏まえながら、本市の公民館のあり方を見直し、施設の役割や利用の幅を広げるとともに、住民の利便性向上を図り、また、地域コミュニティの形成など多様な

住民ニーズに応えられる施設にするための提案として取りまとめ、答申としました。

この答申が、公民館関係者はもとより、教育関係者や地域住民の方々にとって、今後の公民館運営を考える手がかりとして活用されるとともに、行政施策にも十分生かされ、社会教育の振興に役立てられることを期待します。

答申Ⅰ これからの地域社会に求められる新しい公民館事業のあり方

本市の公民館事業について、個人の価値観の多様化や生活スタイルの変化、趣味や教養的な課題といった個人のニーズに応える学習が多くなる傾向が指摘されています。一方、公民館の本来の目的であったはずの地域づくりの視点が十分に意識されなくなっているようです。社会構造や社会環境が刻々と変化し、先行き不安定な現代社会にあるからこそ、地域住民には、自らの人生を豊かにするとともに、社会の一人の構成員として地域づくりに参画するための役割を果たすことが求められています。公民館は、地域住民が地域課題を解決するための学習機会を提供するとともに、住民主体の地域づくりのための学習と実践の場を提供する施設として位置づけられており、それを生かした公民館事業の展開が求められます。

1 地域課題解決、地域づくりにつながる学習提供

公民館の事業の基本は講座・学級の企画と実施にあります。公民館職員が自らの専門性を傾注して学習プログラムを作成します。地域住民が企画や運営に参画する講座もあります。近年、公民館を利用したサークルの活動が活発ですが、それが住民主体の継続的な学習活動として定着することが期待されています。

社会教育施設として地域住民の学習を保障している公民館事業は、常に地域に向けて開かれたものでなければなりません。生活スタイルが多様化した現代、地域の課題も多様化しています。現在の課題を掘り起こし、将来起こりうる課題に備え、公民館での学びを通して個人の課題から地域課題として共有していく必要があります。

(1) 公民館4事業の見直し

本市では、「ライフアップ推進事業」、「キャリアデザイン支援事業」、「地域づくり支援・ボランティア養成事業」、「図書ボランティア活動支援事業」の4事業を柱とし、それぞれ「課題解決」、「チャレンジ」、「地域づくり」、「心豊かな子どもの育成」をキーワードにして、「心豊かな活力ある人づくり・地域づくり」を目標に事業を推進しています。

この分類は、公民館担当者にとっては同じ内容の講座であっても視点を換えることにより、他の事業で実施することができ、柔軟な対応が可能な分類ではあります。しかし、その反面、市民にとっては、分類の曖昧さやカタカナ表記等が事業内容の理解を難しくしています。また、現在の4つの事業は、平成16年から10年以上経過しており、その内容が必ずしも時代の要請に合致していない面も見受けられます。従って、単に事業名だけでなく、これからの地域社会に求められる公民館事業全般の見直しが必要であると考えます。

【提案1】

見直しにあたっては、これまでの取組を総括し、本市の生涯学習事業の目的と照らし合わせて、各事業の意義や位置づけを明確にしたうえで、検討を進めていく必要があります。近年の環境変化を踏まえ、公民館として取り組むべき事業内容を例えば3つの柱に凝縮して実施することが考えられます。第1の柱は、社会の変化に対応した多様な学習機会の充実を図る「生涯学習支援事業」、第2の柱は、次代を担い未来を拓く「子ども育成支援事業」、第3の柱は、地域課題を学び、課題解決に向けて住民が主体となった地域活動を推進する「地域コミュニティ再生支援事業」です。

公民館事業は、「高崎市公民館事業運営方針」に関わる事項であるため、その見直しには、関係各部署との調整が必要となります。再構築に向けた検討委員会等の設置を望みます。

(2) 地域課題に関する学習機会の充実

社会の急激な変化に対応するため、公民館には福祉・医療、防災や安全、地域の活性化などの現代的課題に関する学習機会の提供が期待されています。現代的課題は、「地域課題と結びついて地域において発見、認識され、学習課題化されることが重要」になるとされています。そして、「学習課題化を図っていくプロセス自体を住民主体の学習として位置づけること」が期待されます。

また、公民館における学びを通して、個人の課題から地域課題として共有していく「住民自治」を促す学習が求められています。今、社会が求めているのは、自らが地域づくりの主体であるという自覚と行動力を持った住民であり、そうした人材の育成に、社会教育が重要な役割を果たすことが求められています。

す。

そのためには、地域課題や現代的課題等について学ぶ機会を積極的に提供し、「個人の学び」から「地域の学び」へと展開していく取組が必要となっています。

公民館の一つの役割は、住民自らが地域のあり方を構想し、行政をも巻き込みながら地域づくりを進めていくために、「主権者」としての自由な学習活動を保障することです。それは、住民主体の地域課題学習を支えながら、住民自治の力を培っていくことでもあります。「講座・学級」は、そのために有効かつ具体的な取組であり、住民の要求に基づいて、地域課題に根差した学習プログラムを計画していくことが求められます。そのためには次のような取組を提案します。

【提案2】

- ① 住民が参画する、住民主体の「講座・学級」をつくりましょう。
- ② 住民が生活上の悩みや願いを出し合い、それらの中から共通の生活課題を発見・共有するプロセスを重視した地域課題学習を構築しましょう。
- ③ 何を、何のために、誰に向けてという「講座・学級」の重要事項について十分検討して、学習プログラムを構成しましょう。
- ④ 公民館職員は、住民参画の「企画委員会」（仮称）を積極的に組織し、住民主体の「講座・学級」づくりの支援者となりましょう。
- ⑤ 「講座・学級」づくりには、公民館運営推進委員や生涯学習推進員の協力を得ましょう。

2 学習成果を生かすシステムづくり

地域の課題を解決するためには、個人の活動だけでは、限界があります。地域住民が公民館で学んだものを生かす場があれば、受け身の学習から地域への積極的な発信へ変化し、より社会教育的視点を持った活動として生かせます。講座を受けた住民や自主活動の中で学習を重ねた団体・サークルを地域の社会教育資源として考え、それを還元できるシステムづくりが必要です。

【提案3】

- ① 一人ひとりが自らの「学び」を積み重ね、同じ目標を持った人とともに活動を行いましょう。その成果が地域に生かされ、人の役に立つことで、生きがいを感じるでしょう。こうした「学び」の蓄積が地域活動へさらに積極的に参加する契機になり、新たな活動を生み出し、活力ある社会を創造する原動力になります。
- ② 机上の「学び」への偏りを排し、相互の学びを深め、楽しいものにするために、参加型の学びと実践型の学びの手法を取り入れましょう。具体的には、ワークショップ手法やファシリテーター（推進役）力を身につける講座の開催、市民活動団体、NPOとの連携や協働企画を提案します。
- ③ 人材を養成する講座等の修了生が円滑に活動を開始することができるように、関係機関等と企画段階から連携を進め、修了後もきめ細かい活動支援を行い、養成された人材を活用の場につなげましょう。
- ④ 登録型のボランティアバンク制度だけでなく、各地区の地域づくり活動協議会や町内会などから地域が必要とする人材に関する要望を集め整理し、それに応える人材募集や情報提供を行いましょう。
- ⑤ 活動の中心となる人にさらに学習を深めてもらえるよう、コーディネーター技能の習得やネットワーク形成につながる研修会を実施しましょう。

3 地域資源の活用による地域づくり

（1）地域資源とは

「地域資源」とは、その地域に存在する固有の資源を意味します。また、地域には、自ら経済やコミュニティを活性化する力を強化することが求められています。

そのための手法として、地域資源を活用した地域活性化があります。自分たちの地域にどのような宝（地域資源）が眠っているのかを知るために、どのようなものが地域資源になり得るのかを知るところから始めてみましょう。例えば、地域資源を次のように分類することが考えられます。

- ・自然資源（里山、農地、原生林、野生生物、水資源、風景、景観等）

- ・人工資源（家屋、構造物、市街地、街路、公園等）
- ・文化・社会資源（文化財、地域遺産、祭り、伝統文化、芸能、民話等）
- ・人的資源（技能、技術、労働力、ネットワーク、人脈等）
- ・情報資源（知恵、評判、制度、電子情報、ルール等）
- ・特産的資源（農・林・水産物、同加工品、工業部品等）
- ・観光資源（文化財、自然景観、温泉等）

（２）地域資源の気づきと活用

各館によっては、地域資源が置かれる状況も多様です。住民自身も忘れていたり、その価値に気づいていない場合もあります。地域資源の気づきには、住民自身による再（新）発見のプロセスが必要です。

【提案４】

- ① 地域資源の気づきには、そのプロセスに地域の多様な主体を巻き込むことで、地域の主体性や連帯感を高めることができます。また、外部の視点を入れることにより、新たな気づきや専門的な知見を取り込み、より効果的な取組が可能になります。住民自身と外部の専門的な知見を持つ者との協働で資源を発掘しましょう。
- ② それまで資源として認識されていなかったものの価値を見出し、活用してみましょ。また、活用されていたものの異なる用途を見出してみましょ。
- ③ 地域住民の参加を得て地域資源を幅広く発掘していこうとする際に、公民館は住民が集い知恵を出し合い、そこから新たな何かを生み出す「場の設定」や様々な団体や人物とのネットワークのつなぎ役として期待されます。

（３）地域資源を活用した主体的な地域づくり

住民の主体性を強化し、地域資源を持続的に利用して地域づくりを推進するためには、具体的な手段が必要となります。住民参加のワークショップが地域の実態（資源、課題など）の把握、参加住民の主体性の醸成、実行に向けたリーダーの発掘と体制づくり、地域目標の決定と合意形成のプロセスを進めるにあたって、極めて効果的な手法であることが明らかになってきました。

【提案5】

- ① 住民参加のワークショップの最初の段階において、地域資源に気づく手法として、地域にあるものを住民自らが調査する「地元学」^(注1) 調査を活用してみましょう。
- ② 地域社会にある学習資源、例えば、地域住民、地域団体、行政、企業等、その地域にあるもの、その地域にしかないものを大切に、活用していきましょう。

4 ボランティア等養成事業の充実

本市の公民館における成人対象の事業の実施内容を見ると、趣味・稽古ごとや家庭生活といった個人の生きがいや生活に関わるものが多く、住民意識や指導者育成といった、地域づくりにつながる事業数（「地域づくり支援・ボランティア養成事業」）は増えていないのが現状です。特に今後、高齢者には地域づくりのリーダーとして、これまでの経験や知識を生かしてもらうことが期待されていますが、「指導者養成」に関する事業は、中央公民館の「あなたを生かすシニア講座」以外は、2、3の公民館を除いてほとんど見受けられません。残念ながら、体系的なプログラムの中で地域のリーダーを養成する機会は、ほとんどないのが現状であると言えるでしょう。

ボランティア活動は、あくまで住民自身の主体的な活動であり、行政では代替できない活動です。この点に留意し、公民館には次のような取組を期待します。公民館単独では実施が難しければ、地域の様々な施設との連携・協力の中で体系的なプログラムを開発し、地域課題の解決に取り組むリーダーを養成していくことを期待します。

【提案6】

公民館の取組

- ① 中心事業としてボランティア養成講座を新設しましょう。
- ② 個別に実施している各種養成事業を再編成して実施してみましょう。
- ③ 各種団体、グループへ積極的に働きかけましょう。
- ④ 指導者養成事業にボランティア活動に関する志向性を持たせましょう。

(注1)「地元学」は「地元にあるものを探して磨く」をキーワードに、地域住民が主体となり、専門家や行政と協働して、地元の自然・風土・暮らし・伝統文化・歴史などについて調査します。このことにより、地元では「この地域には何もない、当たり前のものしかない」と思ってしまい、気づかなかった地域資源を再発見し、地域固有の風土や地域に根差した暮らしの豊かさを知ることで、地域活性化のきっかけづくりとするものです。

- ⑤ 既に養成した各種指導者を地域の団体等に紹介する活動やその活用法を強化しましょう。

住民への期待

住民の側には以下のような取組が望まれます。

- ① 各種活動団体、グループ等はボランティア活動に積極的、計画的に取り組ましましょう。
- ② 住民同士で人材を人材バンクに推薦し合いましょう。

5 学校、市民活動団体やNPO、ボランティア団体等との連携・協働

(1) 市民活動団体やNPO、ボランティア団体等との連携・協働

地域の課題解決、地域づくりにつながる公民館事業を展開しようとするれば、当然、多様な地域団体や機関等との連携が不可欠です。

平成15年に改訂された「公民館の設置及び運営に関する基準」では、「講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO、その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする」と指摘されています。

各種市民活動団体や機関との連携・協働を図ることにより、住民の様々な活動に結びつき、その活動を組織づけていく公民館活動へと展開していくことが期待できます。

【提案7】

- ① 地域ニーズを吸い上げる際には、特に公民館運営推進委員、生涯学習推進員、図書ボランティアなどの既設の組織を活用しましょう。
- ② 集会施設・福祉関連施設等の行う事業との連携調整と協力、地域活動のボランティアの発掘・養成、人材バンクなどの事業との連携を図りましょう。
- ③ NPOや市民活動団体等が蓄積してきた実践や学びを提供してもらいながら、事業の共同企画・共催の可能性を探ってみましょう。

(2) 学校との連携・協働

学校との連携を図ることで、その地域の課題の解決につながり、地域が活性化します。小学校との連携事業としては、長期休業時の講座（読み聞かせ、昔話会、寺子屋、映画会）が開催されています。中学・高等学校との連携では、地域のイベントや行事、科学教室などが実施されています。大学との連携では、各種イベントへの学生の派遣、講座の講師として教員の派遣等が行われています。しかし、多くの公民館では、チラシの配布などの情報提供にとどまっているケースが多く、公民館の側から学校への積極的アプローチが求められます。

【提案8】

- ① 連携・協働の強化のために、学校と公民館、地域をつなぐコーディネーターの配置やボランティアの人材バンクの共有化を進めましょう。
- ② 各学区の地域性を考慮した独自の取組とともに、例えば、他の学区との共通の課題があれば、それを協働で実施していき、公民館間の横のつながりによる取組を進めましょう。
- ③ 公民館は、地域が抱える課題への対応として、大学・高等専門学校・高等学校との連携講座等を提供しましょう。
- ④ 大学を地域の宝として活用していきましょう。さらに、大学をコミュニティづくりのパートナーとして位置づけ、活動に巻き込みましょう。

答申Ⅱ 望ましい施設提供のあり方

近年、急激な経済情勢の悪化や高齢化の進展、地域主権への動きなどを背景に、地域の再生や復興が緊急の課題として認識されています。その中で、公民館が地域課題の学習の拠点、地域の住民自治の拠点、そして、学習と実践を通じた地域の人的なネットワークの創出の拠点となることが求められています。

1 地域づくりの拠点としての公民館

公民館には、「つどう」「まなぶ」「むすぶ」という基本的な役割があります。その役割に留意し、まず、住民に親しまれる場所であること、そして、生活課題や地域課題を解決するための学習に取り組み、その成果を地域コミュニティの再生に生かしていくことが求められます。様々な世代の人たちが公民館に集まり、学習活動や地域活動を通して、新たな関わりが生まれてくることも重要です。そして、公民館が地域の学びと活動を結ぶ役割を果たす拠点となることが期待されます。「人づくり」の成果を「地域づくり」につなげる取組を推進する公民館運営が求められます。

(1) 地域活動を推進する公民館運営

公民館が、地域住民の交流の場・憩の場として日常的に利用されるためには、ロビーや談話室などが整備され、気軽に集い、語り合えるよう地域住民に開放されていることが重要です。また、相互学習などのサークル活動を通して住民間の教育力を高め、地域づくりの人材として役立つ場を準備し、地域活動へ導いていくことが求められます。

【提案9】

- ① 地域活動における各種集会の場、年中行事の場として地域住民が利用できるように努めるだけでなく、各種社会教育関係、福祉関係の団体や機関との連携調整を図りながら、積極的に事業の共催に取り組みましょう。
- ② 公民館は、地域住民の連帯による社会参加の推進役として、地域の各種団体と常に情報交換や話し合いを持ちましょう。

- ③ 地域住民の学習や生活に関する悩みや地域・文化・福祉等の課題について気軽に相談でき、それに対して適切な助言が行われるよう、様々な専門家や専門機関との連携を密にし、いつでも協力が得られるよう体制を整えておくようにしましょう。
- ④ 子どもが安心して遊べる、集える場所としての施設の拡充が必要となっています。また、近年、不登校の子どもが増加傾向にあり、その意味でも子どもの居場所づくりとして公民館の施設活用のあり方を検討しましょう。
- ⑤ 世代間交流や体験活動の機会を充実させましょう。

(2) 地域づくりの拠点としての役割の強化

社会情勢の変化や地域の連帯感の希薄化などにより、地域に最も密着した社会教育施設である公民館への期待が大きくなっています。趣味や教養の講座・学級だけでなく、生活課題や地域課題に根差した学習を行い、その成果を地域コミュニティの再生に生かすことが期待されています。すなわち、従来の社会教育施設としての機能だけでなく、地域づくりの拠点としての役割が求められています。また、最近では、地方創生の施策とあいまって、地域の人々が地域課題を地域資源や人材を生かして「コミュニティ・ビジネス」^(注2)で解決するという実践が展開されています。

【提案10】

- ① 防災・防犯、健康・福祉などの分野をはじめ、地域の各種団体の活動を支援しましょう。
- ② 地域の特産物を生かした商品化を実現し、販売を可能にするなど、柔軟な公民館の運営を試みましょう。

2 公民館利用ガイドラインの見直し

現行の『公民館職員のための困ったり迷ったりしたときの公民館利用ガイドライン』は、公民館職員のための施設利用に関する窓口対応のQ&Aに終始しています。平成20年10月に第1版が刊行されてから10年近くを経過した今、地域住民に開かれた公民館として利用者の立場に立った柔軟な施設利用の

(注2) 地域の課題を捉えて、地域住民が主体的にその解決を図り、地域社会へ貢献する事業であり、地域の資源を活用し、継続性を確保するためビジネス的手法によって実施する事業です。

あり方について、再検討する時期にきていると考えます。

【提案1 1】

施設利用も含め、公民館運営全般に関する手引書、例えば、公民館の目的、講座の企画・立案・実施手順等（学習プログラムの立案、学習プログラム、当日の手順、広報等）を盛り込んだガイドブックの作成を検討する委員会の設置を提案します。

3 公民館図書室のあり方

高崎市の公民館においては、地区公民館の図書活動の充実を目的とした「図書ボランティア活動支援事業」が、公民館の4つの主要事業のうちの1つとして挙げられています。これは、読書に親しむ子どもとそれを支える大人の育成に貢献しています。また、この事業で育成された図書ボランティアは、公民館や図書館をはじめ、学校、学童保育、福祉施設等での読み聞かせ活動を行っています。「子どもの集う場」としての公民館図書室は、読み聞かせの他にもクリスマス会、世代間交流の場、コンサート等様々な目的に活用されています。

倉賀野・倉渕・大類・長野・中川・寺尾の6公民館においては、中央図書館とネットワーク構築された「図書館情報総合システム」を活用して、図書館資料の予約、受け取り、返却ができる体制が整備され、利便性に配慮した質の高いサービスが受けられます。

これからの公民館図書室のあり方を展望する時、従来の図書ボランティア育成事業だけでなく、地域の特性を生かした多様な事業の展開が求められます。既に本審議会の答申において述べている事項を再掲します。

【提案1 2】

- ① 「公民館図書室のあり方について」の職員研修を重点研修項目として位置づけましょう。
- ② 各公民館図書室にある蔵書目録を共有し、相互貸出できる仕組みを検討しましょう。
- ③ 地域の郷土資料を収集・所蔵・公開する場としての機能を充実させて、住

民が学習・活動しやすいように支援していきましょう。

4 公民館職員体制のあり方

(1) 公民館職員の役割

公民館職員は、社会教育担当者として、また、コミュニティづくりの推進者として、地域住民の期待や要請は益々大きくなっています。公民館職員には、次のような公民館活動への積極的な姿勢と地域住民の信頼と期待に応えうる資質が強く求められています。

【提案13】

- ① 公民館における学習は、住民同士が地域社会の課題を学習課題として見出し、相互学習という手法によって自ら解決していく力を養うことにあります。また、公民館の学習は、個人が自身の学習要求を満たすだけでなく、ともに学ぶ関わりの中からお互いを理解し、相互に学ぶ関係を生み、「主体的な住民」に成長していくところに意味があります。従って、公民館職員は、住民の学習を支える視点と主体的な住民を育てる視点を持ち、公民館事業運営を進めましょう。
- ② 公民館には、社会教育に関する高い見識と公民館運営の専門的知識・技能を有し、地域課題の解決への熱意と実践力のある人材を配置することが求められます。特に、新任職員は公民館・社会教育全般にわたる基礎的な学びが必要であり、研修体制を充実させる必要があります。
- ③ 公民館の講座・学級が地域課題や生活課題の解決に必要とされる学習であるためには、地域課題の吸い上げや分析力が必要です。そのためには学校関係者や民生委員・児童委員、町内会、自主防災組織、NPOなどの関係団体のリーダー等と積極的な話し合いを行い、「顔の見える」関係を築いていきましょう。
- ④ 講座・学級や事業等以外に公民館と地域の間にとって、地域のニーズを把握し、連絡調整を図るなど、職員自らがコーディネーター役を果たすことが期待されています。

（２）公民館職員体制の充実

公民館は多岐にわたる役割を果たさなければなりません。そのため、職員体制の充実に力を注ぐ必要があります。また、各公民館の規模や対象人口等を考慮し、常勤職員の増員等適切な人員配置が求められます。

【提案 1 4】

- ① 公民館職員の仕事を補完するため、地域から公民館活動に熱意のある人材を非常勤運営スタッフとして活用したり、地域のボランティアの協力を得ましょう。
- ② 地域には様々な分野の専門家や指導者が存在しています。公民館職員はこうした地域の人々に絶えず目を向け、積極的な協力が得られるよう働きかけましょう。
- ③ 事業対象区域が広い公民館では、移動公民館を実施するなど、積極的に住民の利用に便宜を図りましょう。

5 施設の整備・充実

これからの公民館は、これまで公民館を全く利用したことのない住民も視野に入れ、物理的障害などが原因でなかなか公民館に来られない住民、暮らしと仕事に追われて自らの課題に気づく余裕のない住民も含めて、学習支援の対象であることを再認識する必要があります。

従って、公民館は、誰もが利用しやすいように施設を整備することが求められます。施設の増改築に際しては、住民の意見や要望を反映させるとともに、管理・運営への住民の参画も新たな検討課題です。すべての地域住民に親しまれ、気軽に利用してもらうために、次のような整備が望まれます。

【提案 1 5】

- ① 小学校区単位で地域コミュニティが形成されている現状を鑑み、「一小学校区一公民館」が整備されていない地域では、町内公民館との連携の強化や小学校など多様な既存施設を活用するなど、柔軟な対応が求められます。
- ② 一人でも気軽に足を運び、自由な雰囲気での交流が図れるロビーの整備が喫

緊の課題です。下駄箱や玄関周りスペースの見直しを提案します。

- ③ 慢性的な活動場所の不足に関しては、当面は改修時などに管理人室を多目的に利用可能な場として整備することが考えられます。新設の公民館には、管理人室は設置していないことも視野に入れて検討する必要があります。
- ④ 調理実習室は、料理教室や食育等での利用希望に対応するため、各公民館に設置することを提案します。
- ⑤ 誰もが使いやすいようにバリアフリーデザインの施設づくりを実現するために、住民の意見に十分配慮することを希望します。
- ⑥ 老朽化に伴う公民館の改修は、自主避難所としての防災上重要な建物であることから、安全対策を計画的に進めていく必要があります。

おわりに

本審議会では、「これからの新しい時代、地域コミュニティや地域創生の要となる社会教育の機関」として公民館がどうあるべきかについて、公民館事業や施設提供という具体的な視点に立って検討してきました。そして、公民館が地域住民に自主的な活動や交流の場を提供し、学習活動や文化活動を支援するとともに、地域活動を通じた住民との協働による自主的かつ自発的な地域づくりを推進する方策を取りまとめました。

地域づくりのためには、住民一人ひとりの中に、「自分のまちは自分の手で豊かにする」という自治の意識を育てることが必要となります。地域の学びの拠点であり、地域づくりの拠点でもある公民館は、そのための学習と実践の場として極めて大きな期待が寄せられています。

公民館は、社会変化に対応していくためには、地域の学習拠点として、住民との交流の中から地域課題を明らかにし、地域課題をテーマとした講座・学級を実施し、課題解決への活動を展開し、地域づくりへ広げていくことが求められています。

今後も、市内全域に一小学校区一公民館の体制を目指しつつ、公民館の活動を充実させ、地域コミュニティの基盤をつくり、公民館事業の重点テーマ「心豊かな活力ある人づくり・地域づくり」の実現につながることを願っています。

平成 27・28 年度 高崎市公民館運営審議会実施報告

	開催日時	開催会場	内 容
第 1 回	平成 27 年 7 月 24 日(金) 午前 10 時 ～11 時 50 分	高崎市 中央公民館 第 1 集会室	1 委嘱状交付 2 会長、副会長の選出について 3 公民館運営審議会委員について 4 平成 25・26 年度答申について
第 2 回	9 月 24 日(木) 午後 1 時 30 分 ～3 時 12 分	高崎市 中央公民館 第 2 集会室	情報交換
第 3 回	10 月 29 日(木) 午後 1 時 30 分 ～4 時	高崎市 中央公民館 集会ホール	高崎市公民館研究集会へ参加 テーマ「地域づくりと公民館の役割」 ～心をつなぐ話し方～
第 4 回	平成 28 年 2 月 2 日(火) 午後 1 時 30 分 ～3 時	高崎市 新町公民館	1 新町公民館の現状と課題について 2 情報交換
第 5 回	3 月 7 日(月) 午後 1 時 30 分 ～2 時 30 分	高崎市 中央公民館 第 1 集会室	1 平成 27・28 年度諮問について 2 平成 27 年度高崎市公民館事業実績報告・審議
第 6 回	7 月 22 日(金) 午後 1 時 30 分 ～2 時 30 分	高崎市 中央公民館 第 2 集会室	1 委嘱状交付 社会教育関係者 1 名 学識経験者 2 名 2 平成 27・28 年度答申について 3 専門委員会の設置について
第 7 回	9 月 16 日(金) 午後 1 時 30 分 ～2 時 55 分	高崎市 箕郷公民館	箕郷公民館の現状と課題について
第 8 回	10 月 28 日(金) 午後 1 時 30 分 ～4 時	高崎市 中央公民館 集会ホール	高崎市公民館研究集会へ参加 テーマ「学習なくして活躍なし」 ～地方創生は公民館活動から～
第 9 回	平成 29 年 1 月 17 日(火) 午後 1 時 30 分 ～2 時 45 分	高崎市 中央公民館 第 1 集会室	平成 27・28 年度答申審議
第 10 回 (予定)	3 月 6 日(月) 午後 1 時 30 分 ～3 時 30 分	高崎市 中央公民館 第 1 集会室	1 高崎市公民館長任命に関する意見聴取 2 平成 28 年度高崎市公民館事業実績報告・審議 3 平成 27・28 年度答申

専門委員会実施報告

	開催日時	開催会場	内 容
第1回	平成28年 10月11日(火) 午後1時30分～2時30分	高崎市 中央公民館 第1集会室	答申作成について
第2回	11月11日(金) 午後1時30分～4時	高崎市 中央公民館 第1集会室	答申作成について
第3回	12月13日(火) 午後1時30分～2時50分	高崎市 中央公民館 第1集会室	答申作成について
第4回	平成29年 2月10日(金) 午後1時30分～2時40分	高崎市 中央公民館 第1集会室	答申作成について

委員に関わる公民館行事

開催日	会議・事業	場 所
平成27年 8月3日(月)	群馬県公民館連合会公運審部会総会 (評議員会)	高崎市中央公民館
11月13日(金)	西部ブロック公民館研究集会	安中市松井田文化会館
11月14日(土)	第56回関東甲信越静公民館研究大会 兼 第52回東京都公民館研究大会	小平市民文化会館
11月20日(金)	第33回群馬県公民館研究集会 兼 公運審部会全体研修会	前橋市中央公民館
平成28年 5月27日(金)	群馬県公民館連合会総会及び研修会	前橋市中央公民館
8月1日(月)	群馬県公民館連合会公運審部会総会 (評議員会)	高崎市中央公民館
8月25日(木) 8月26日(金)	第38回全国公民館研究集会神奈川大会 兼 第57回関東甲信越静公民館研究大会	相模女子大学グリーンホール ほか
11月16日(水)	第34回群馬県公民館研究集会 兼 公運審部会全体研修会 兼 西部ブロック公民館研修会	藤岡市民ホールほか

平成27年度 高崎市公民館運営審議会委員名簿

第1号委員（学校教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
1	相模 透	高崎市立里見小学校長	

第2号委員（社会教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
2	綱島 直也	高崎青年会議所会員開発室長	
3	広瀬 雅美	高崎市PTA連合会副会長	
4	樋口 克己	高崎ユネスコ協会長	
5	荻原 馨	高崎市国際交流協会事業部会員	

第3号委員（家庭教育の向上に資する活動を行う者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
6	小屋 美香	育英短期大学准教授	
7	綾部 園子	高崎健康福祉大学教授	

第4号委員（学識経験のある者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
8	山崎 紫生	高崎商科大学教授 コミュニティ・パートナーシップ・センター長	会長
9	小見 勝栄	学童クラブ園長、元教育委員長	副会長
10	吉村 晴子	染色家	
11	渡邊 幹治	高崎市議会総務教育常任委員長	
12	石井 茂	高崎市区長会会計	
13	関 正	倉渕地区選出委員	
14	町田 俊雄	箕郷地区選出委員	
15	中司 恵理	群馬地区選出委員	
16	丸茂 ひろみ	新町地区選出委員	
17	岸 敏郎	榛名地区選出委員	
18	新 利恵子	吉井地区選出委員	

第5号委員（公募した市民）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
19	飯塚 幸江		
20	柴山 益子		

平成28年度 高崎市公民館運営審議会委員名簿

第1号委員（学校教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
1	相模 透	高崎市立里見小学校長	

第2号委員（社会教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
2	綱島 直也	高崎青年会議所理事 心の教育実践委員会副委員長	
3	岩井 真	高崎市PTA連合会常任理事	
4	樋口 克己	高崎ユネスコ協会長	
5	荻原 馨	高崎市国際交流協会事業部会員	

第3号委員（家庭教育の向上に資する活動を行う者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
6	小屋 美香	育英短期大学准教授	
7	綾部 園子	高崎健康福祉大学教授	専門委員

第4号委員（学識経験のある者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
8	山崎 紫生	高崎商科大学教授 コミュニティ・パートナーシップ・センター長	会長 専門委員
9	小見 勝栄	学童クラブ園長、元教育委員長	副会長 専門委員
10	吉村 晴子	染色家	
11	追川 徳信	高崎市議会総務教育常任委員長	
12	飯野 茂	高崎市区长会副会長	
13	関 正	倉渕地区選出委員	専門委員
14	町田 俊雄	箕郷地区選出委員	専門委員
15	中司 恵理	群馬地区選出委員	専門委員
16	丸茂 ひろみ	新町地区選出委員	専門委員
17	岸 敏郎	榛名地区選出委員	専門委員
18	新 利恵子	吉井地区選出委員	専門委員

第5号委員（公募した市民）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
19	飯塚 幸江		専門委員
20	柴山 益子		専門委員

